

横浜市 サステナビリティボンド・フレーム ワーク

2022年10月14日

ESG 評価本部

担当アナリスト：篠原 めい

格付投資情報センター（R&I）は、横浜市が2022年10月に策定した「横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク」（本フレームワーク）が、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2021」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) 調達資金の用途

神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当する。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られており、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

インフラ施設の整備・改修は、大規模地震発生時における天井脱落対策工事等の災害リスクの低減により、持続可能で強靱な国土の形成に資するもの。高齢者や障害者及び外国籍の方を含むあらゆる人に開かれたバリアフリーな文化施設となることで、共生社会の実現及び社会的障壁の除去に資するものである。原則に示される事業区分では、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループを対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」、及び高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティを対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏単位の福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果が及ぶものと期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は、高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

小中学校は次世代を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備は GIGA スクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するととのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

横浜市は、人口減少社会にあつてこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」としている。「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。新たな中期計画（計画期間：2022~2025年度）の素案は、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえ計画期間内に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている。

本フレームワークで定める8つの適格プロジェクトは、これらの戦略の中でも「戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり」、「戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」、「戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり」、「戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり」に対応する各政策の一環として明確に位置付けられる。適格プロジェクトは、予算において編成された各事業の中から、インパクトを定量的に把握することが可能であり、かつ法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。適格プロジェクトは事業評価が適切に実施され、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっている。財政局財源課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が適格プロジェクトとして選定している。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

(3)調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。当該年度中に資金充当が完了する予定であり、一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。適格プロジェクトに充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。適格プロジェクトに係る歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調整し、監査委員の決算審査と共に市会の認定を受ける。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

(4)レポーティング

横浜市のホームページで本フレームワークを開示する。債券発行後の資金充当状況及び環境・社会面のインパクトについては、事業単位かつ債券単位で開示する。グリーン適格プロジェクトである神奈川東部方面線整備事業のインパクトについて、CO₂排出削減量の見込値(t-CO₂)をその前提とともに開示する。ソーシャル適格プロジェクトのインパクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。また、新たな中期計画(計画期間:2022年度~2025年度)では、計画期間内における各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく予定であり、アウトカム及びインパクトについては、それらの指標等を参照して把握することが可能である。以上より、レポーティングは妥当と判断した。

発行体の概要

横浜市は人口 377 万人¹の政令指定都市であり、人口規模で国内最大の基礎自治体。神奈川県東部に位置し、中心部は東京都心部から約 30 km 圏内にある。幕末開港以来の国際港湾都市として栄え、日本の近代化を支えた歴史によって育まれた文化観光資源にも恵まれる。都市計画においては、1965 年以降の横浜市六大事業²で現在の都市構造の原型が形成された。みなとみらい 2.1 エリアには水と緑や歴史と調和した魅力的なランドスケープが広がり、ビジネス・商業・行政・国際交流等の首都機能が集積されている。一方、横浜市は 2021 年に戦後初の人口減少³に転じるというターニングポイントを迎えている。高度経済成長期の前後には東京のベッドタウンとして大規模な住宅開発が進められ、京浜工業地帯で雇用創出があったこと等を背景に世帯が大量流入した。当時急増した団塊の世代⁴はこれから後期高齢者になる時期を迎え、高齢化率は既に 24.8% (2022 年 3 月 31 日現在) に達している。こうした構造問題に対応していくため、高齢者福祉や社会・経済を支える子育て世代の支援策を拡充し、子どもの貧困等にも配慮した包摂的な市政運営が求められるとともに、老朽化する公共施設の保全更新を計画的かつ効果的に進め、市民生活の Well-being と経済活動を維持していくことも重要な課題となっている。

¹ 2022 年 9 月 1 日現在の推計人口。推計人口は令和 2 年国勢調査結果（確定値）を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して、毎月 1 日現在の推計人口として算出している。

² 横浜市六大事業は太平洋戦争により荒廃した横浜市の中心部の再生と活性化を目的に始まった大規模な都市計画の呼称。横浜市中心部に止まらず、郊外を含めた横浜市全域を視野に入れており、道路・鉄道・港・埋め立て・経済的効率性・エリアの配置などを網羅したグランドデザインにより現在の都市構造の骨格を形成した。

³ 推計人口によれば、令和 3 年 10 月 1 日時点の横浜市の人口は 3,775,352 人と前年の 3,777,491 人から減少に転じた。

⁴ 団塊の世代（だんかいのせだい）とは、日本において第一次ベビーブームが起きた時期（第二次世界大戦直後の 1947 年～1949 年）に生まれた世代を指す。

1. 調達資金の使途

(1) 適格プロジェクト

- 本フレームワークは横浜市を資金調達者とするグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのための共通の枠組みを規定したものである。調達資金の使途は以下の適格プロジェクトに対する新規投資に限定される。
- 原則で示される事業区分との対応関係は下記の通り。

適格プロジェクト	事業区分	
	グリーン	ソーシャル
① 神奈川東部方面線整備	クリーン輸送	
② インフラ施設の整備、改修		・ 手ごろな価格の基本的インフラ設備 ・ 社会経済的向上とエンパワーメント
③ 保育所等整備		・ 必要不可欠なサービスへのアクセス ・ 社会経済的向上とエンパワーメント
④ 特別養護老人ホーム整備		・ 必要不可欠なサービスへのアクセス ・ 社会経済的向上とエンパワーメント
⑤ 地域ケアプラザ整備		・ 必要不可欠なサービスへのアクセス ・ 社会経済的向上とエンパワーメント
⑥ 小中学校整備		必要不可欠なサービスへのアクセス
⑦ 児童福祉施設整備		必要不可欠なサービスへのアクセス
⑧ 障害者支援施設整備 (松風学園再整備)		必要不可欠なサービスへのアクセス

業再評価」によれば、鉄道及び自動車からの移行により、一定の前提⁷のもと、CO₂削減量で約 1,500t-CO₂／年、NO_x削減量で約 14t-NO_x／年の温室効果ガス削減効果が見込まれている。

ネガティブな影響への配慮：新駅が整備されることにより周辺地域の交通及び生活の利便性が向上する一方で、さまざまな開発、緑地や農地等自然環境の減少、地区の安全性の低下等、地域の生活環境が変化する可能性がある。新駅周辺の住民が、地域における現況の課題や問題点、新駅設置に伴い予想される課題を整理・検討するためのまちづくり協議会を設立し、「まちづくり基本計画（地区プラン）」を策定している。地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたっての指針としてガイドラインを共有し、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等への柔軟な対応を図っている。また、JRTT の事業評価監視委員会が神奈川東部方面線事業再評価において環境・安全への影響評価を実施している。

原則に例示される事業区分との整合：神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当する。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られており、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDG との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト②： インフラ施設の整備、改修

事業区分： 手ごろな価格の基本的インフラ設備／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ／高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティ

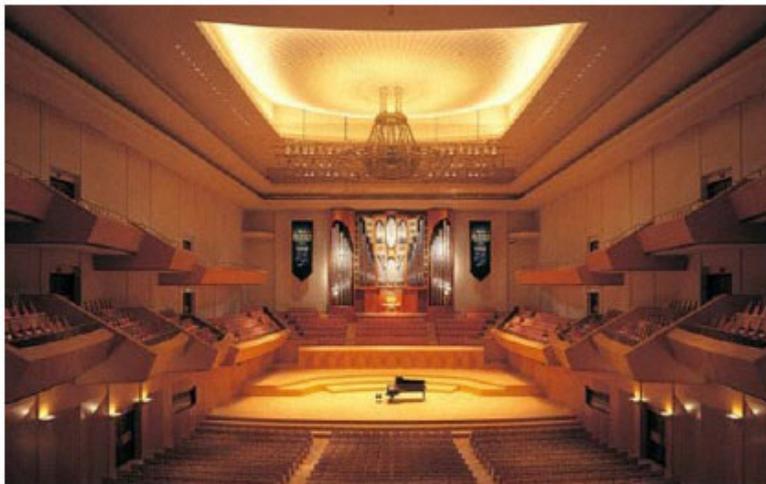
事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は「横浜美術館」（西区みなとみらい三丁目 4 番 1 号）及び「横浜みなとみらいホール」（西区みなとみらい二丁目 3 番 6 号）の大規模改修に充当される。横浜市が保有する公共建築物は約 2,600 施設にのぼり、その保全・更新に係る今後の財政需要の平準化

⁷ 自動車については、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012 年改訂版）で示されている計測式に当てはめ、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合の差を合算して算出している。鉄道については、開業によって当該路線および関連路線で運行される列車の車両キロが変化するものとして、その運転用電力の電力量増分に基づき排出量の変化を算出している。さらに、これら算出した CO₂ 及び NO_x の削減量については開業後 30 年間の平均値としている。

等が課題となっている。このような課題に対応するため、「横浜市公共施設管理基本方針」（平成 27 年 3 月初版、平成 30 年 12 月改訂）を策定し、これ沿って施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新、建築物の多目的利用や複合化といった再編整備等に取り組んでいる。

文化観光拠点である横浜美術館は、2018 年に竣工から 30 年が経過し、美術作品の展示・保存に欠かせない空調設備をはじめ、電気や衛生設備等の設備機器が経年劣化している。横浜の文化観光施策を促進するため、これらの設備機器の更新等により長寿命化を図るとともに、バリアフリー対応等や収蔵庫の拡張等をあわせて実施する。2023 年度の再開を予定して工事が進められている。

■横浜みなとみらいホール



[出所：横浜市 文化観光局]

横浜みなとみらいホールは、「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」（平成 27 年 3 月初版、令和 4 年 3 月最新改訂）に基づき、2022 年度までに天井脱落対策工事が必要な施設である。横浜みなとみらいホールは年間約 50 万人が訪れ、稼働率が非常に高く、主要公演の調整が約 3 年前から開始される等、長期休館が極めて困難な施設である。竣工から 25 年が経過しているが、老朽化した設備等が更新できていないため、天井脱落対策工事と併せて、長寿命化対策やバリアフリー対応（エレベーターの増設、階段スロープ、ベビー室、ジェンダーフリー施設の設置等）、パイプオルガンのオーバーホール等を効果的かつ効率的に実施し、安全な施設運営に寄与する。2022 年 10 月の再開を予定している。

社会面の課題と成果：東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことを受けて、平成 26 年 4 月に改正建築基準法施行令が施行された。これにより、特定天井⁸を新たに建築する際に新基準への適合が求められることとなったが、一方で既存施設の特定天井については新基準への遡及はなく、既存不適格の扱いとなった。横浜市は、市民の安全を確保し、災害時において防災機能の役割が十分に果たせるよう、既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修する方針とし、可能な限り天井脱落による被害の軽減を図っている。横浜みなとみらいホールの天井脱落対策工事は大規模地震発生時における災害リスクの低減により、持続可能で強靱な国土の形成に資するといった社会的成果が見込まれる。

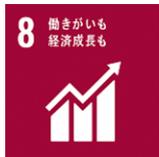
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」（令和 3 年 4 月）はその基本理念において、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを目的とした公共の交通施設や建築物のバリアフリー化を推進している。横浜美術館及び横浜みなとみらいホールのバリアフリー改修により、改正バリアフリー法の目的にかなった、高齢者や障害者及び外国籍の方を含むあらゆる人に開かれた文化施設となることが期待される。

ネガティブな影響への配慮：「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、施設利用者の利便性を損なわないよう施設稼働率に配慮した改修計画を立案している。

原則に例示される事業区分との整合：インフラ施設の整備・改修は、大規模地震発生時における天井脱落対策工事等の災害リスクの低減により、持続可能で強靱な国土の形成に資するもの。高齢者や障害者及び外国籍の方を含むあらゆる人に開かれたバリアフリーな文化施設となることで、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」に資するものである。事業区分は自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループを対象とした「手ごころな価格の基本的インフラ設備」、及び高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティを対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

⁸ 特定天井とは、吊り天井で、天井の高さが 6 m を超えかつ、その水平投影面積が 200m² を超えかつ、天井部材の重さが 2 kg/m² を超える等のもの。

SDGs 目標	ターゲット
   	<p>8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト③： 保育所等整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は保育所等の整備等に充当される。横浜市は待機児童解消に向けて、地域の状況に基づき、既存の保育所等や幼稚園を最大限活用するとともに、受入枠が不足する地域については認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の新規整備により受入枠の確保に取り組んでいる。具体的には、既存保育施設については定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施している。民間保育施設等の新規整備については、新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、マンション開発等、局所的なニーズへ対応するため、内装整備費や建設費への補助事業等を通じて受け入れ枠の確保を図っている。

社会面の課題と成果： 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期とされる。子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠である。横浜市の就学前児童数は 2004 年をピークに緩やかな減少傾向にあり、2022 年 4 月 1 日現在の保育所等待機児童は 11 人と解消に限りなく近づいているが、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいとのニーズは高まり続けており、引き続き受け皿確保が必要な状況にあるといえる。

■ 横浜市における待機児童数等の推移

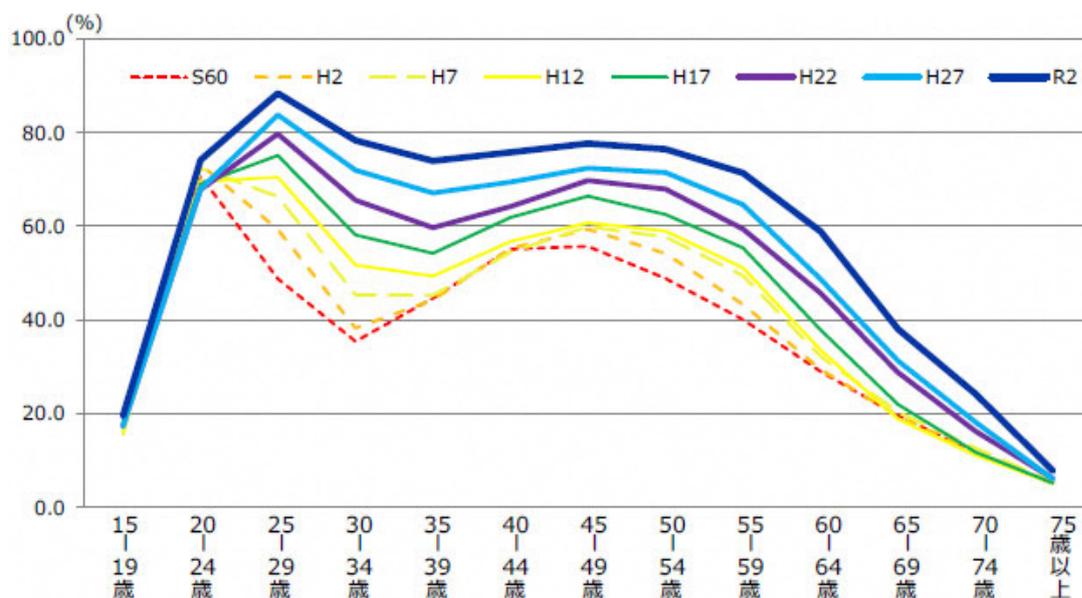
	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
保育所等施設数	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106	1,146	1,176
保育所等定員数	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015	71,698	72,966
就学前児童数 (A)	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503	165,549	160,784
利用申請者数 (B)	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933	72,527	73,538
申請率 (B/A)	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%	43.8%	45.7%
利用児童数	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512	69,685	70,601
保留児童数	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421	2,842	2,937
待機児童数	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27	16	11

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。
 ※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

[出所：「令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」（横浜市 子ども青少年局）]

2019年度に横浜市が実施した「女性の就業ニーズ調査」によると、現在就労していない女性の就業意向について、85%の女性に今後の就業意向があり、特に20~30代の就業意向は90%を超えている、との結果であった。また、令和2年度国勢調査（就業状態等基本集計結果）によれば、横浜市における2020年の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、女性については54.5%であったとされ、このうちM字カーブ⁹の底（年齢階級：35~39歳）にあたる労働力率は73.9%と、頂点の88.3%（年齢階級：25~29歳）との差が縮小して台形に近づきつつあるとされる。保育所等の整備事業は、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するとの社会的成果が見込まれる。

■横浜市における女性の年齢別労働力率の推移



[出所：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要」（横浜市 政策局）]

ネガティブな影響への配慮： 受入枠の確保とともに、保育の質の確保、保育士等の離職防止、保育人材に対する住居にかかる支援のための次の取組等を実施する。職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育を実施する。保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置する。保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舎を借り上げるための補助を実施する。

原則に例示される事業区分との整合： 子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠なサービスである。また、保育所等の整備により労働参加が促進され、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するといったポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

⁹ 「M字カーブ」は日本において女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に表れる、アルファベットの「M」の形状に似た曲線のこと。20代で学校を卒業して働き始め、30代で出産・育児に専念、子育てが一段落した40代で再び職に就くという、日本女性の働き方の特徴を表していると考えられる。なお、令和2年度国勢調査（就業状態等基本集計結果）によれば、2020年の女性の労働力率は54.2%（2015年：50.7%）であり、このうちM字カーブの底にあたる労働力率（年齢階級：35~39歳）は78.2%（2015年：73.0%）であったとされ、M字カーブは台形へと近づきつつあるとされる。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト④： 特別養護老人ホーム整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 常時介護が必要な高齢者¹⁰とその家族

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、特別養護老人ホームの整備に充当される。横浜市は介護需要の増大に対応するため、必要整備量の確保を目的として、入所待ちの高齢者が概ね 10 か月以内に特別養護老人ホームへ入所できるよう、施設整備への助成を実施する。また、既存施設に対し、プライバシー確保のための改修費や修繕に係る費用等の補助を実施する。

社会面の課題と成果： 横浜市の人口は 2021 年に戦後初の減少に転じた。2022 年 9 月 1 日現在の総人口は 377 万人であるが、人口減少が続き、2025 年には約 371 万人、2040 年には約 352 万人となる見込みである。一方で高齢者（65 歳以上）の人口は団塊ジュニア世代¹¹が高齢者となる 2040 年まで増加し続け、高齢化率は 2022 年 3 月 31 日現在の 24.8%から 2025 年には 26.2%、2040 年には 33.5%に達する見通し（令和 3 年度「今後の人口見通し推計」の中位推計）である。

横浜市で要支援・要介護認定を受けている認定者数は 2020 年に 17 万人を超えている。高齢者の増加にともない要支援・要介護認定者数は今後も増加が見込まれており、高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対するニーズはますます増大していくものと予想される。「よこはま地域包括ケア計画¹²」（計画期間：2021 年度～2023 年度）では、要介護認定者や認知症高齢者が増加し、施設入所のニーズが増えると予

¹⁰ 特別養護老人ホームの入所者は、原則として 65 歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方（原則、要介護 3 以上）とする。

¹¹ 団塊ジュニア（だんかいジュニア）とは、日本において 1971～1974 年に生まれた世代を指す。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

¹² 「よこはま地域包括ケア計画」（第 8 期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画）は、高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び横浜市独自の認知症施策推進計画を一体的に策定したもの。最上位計画である横浜市中期計画をはじめ、横浜市地域福祉保健計画や健康横浜 21、よこはま保健医療プラン、横浜市障害者プラン、横浜市高齢者居住安定確保計画等、各分野の関連計画との調和・連携を図っている。2021 年から 2023 年までを計画期間とする第 8 期の基本目標は「ポジティブ・エイジング ～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる『横浜型地域包括ケアシステム』を社会全体で紡ぐ～」であり、地域ケアプラザを核とした取り組みを横浜市の強みとしている。

想されることから、施設整備量¹³の考え方にもとづいて年間 600 人分程度整備する計画となっている。特別養護老人ホームの整備により、常時介護が必要な高齢者の健康増進や安心が確保されるとともに、家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といった社会的成果が期待できる。また、既存の施設については、利用者のプライバシーや生活リズムに配慮したユニットケア¹⁴の導入拡大により、利用者の Well-being の向上が期待できる。従来の多床室型の場合、利用者のプライバシーが損なわれやすく、長期間入居することが利用者の大きなストレスになること、介護現場で働く職員にとっても身体介護中心のケアで身体的・精神的に大きなストレスがかかることが課題とされてきた。ユニット型ではこのような点が改善され、利用者は活動量の増加により健康的な生活が送れるようになり、その結果身体介護中心から入居者の交流を促すケアへと本質が変化するため職員の介護ストレスが軽減される、といった効果が期待できるとされている。

ネガティブな影響への配慮： 介護保険法で示される人員基準、設備基準のほか都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令が遵守される。特別養護老人ホームの運営段階では、サービスの質の向上に向けた自主的な取組等を促すため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に働きかける。「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省）に則った体制の構築、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）の遵守等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策がとられる。介護保険給付の増大と財源不足への対応として介護予防の強化、介護保険給付費や保険料の見直し、介護給付等適正化等に取り組む。介護人材不足に対応するため、新たな介護人材の確保、介護職員の定着支援、専門性の向上を柱とする介護人材支援事業を推進していく。

原則に例示される事業区分との整合： 特別養護老人ホームの整備により、利用者の健康増進、安心して暮らせる住居の確保、Well-being の向上が見込まれるとともに、利用者の家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といったポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は「常時介護が必要な高齢者とその家族」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

¹³ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の 75 歳以上人口に占める割合が、7 期末と 8 期末で同等（9.0%）になるよう整備する。

¹⁴ ユニットケアとはスウェーデン方式に由来するもので、介護が必要な状態になってもその人らしい生活を営むことが可能なよう、介護施設において利用者一人ひとりの個性が尊重され、他の人との関係の中で尊厳をもって生活できることを重視したサービスを提供するもの。

＜ソーシャル＞

適格プロジェクト⑤： 地域ケアプラザ整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 高齢者、障害者を含む全ての人々

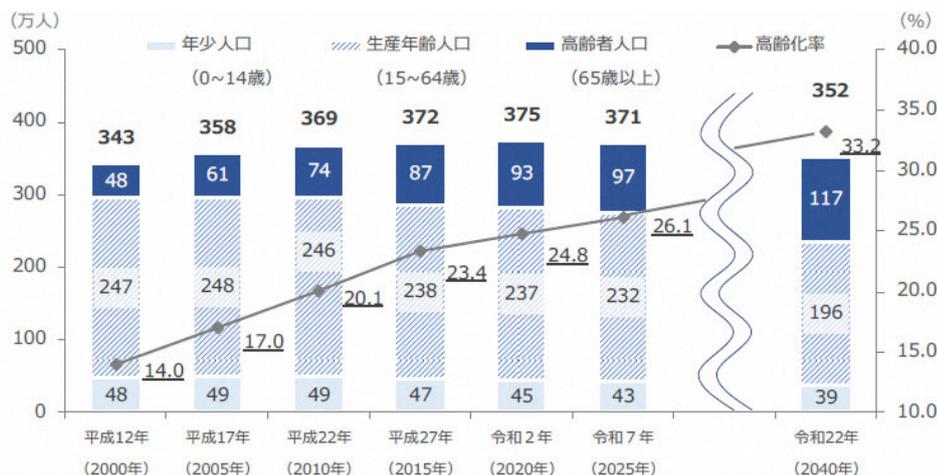
事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は「地域ケアプラザ」の整備に充当される。地域ケアプラザは、地域の身近な福祉保健の拠点として、横浜市が独自で設置するもの。「横浜市地域ケアプラザ条例」(1991年)に基づき、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するために設置される。概ね中学校区を目安に1か所設置され、2022年6月現在、市内に143カ所設置されている。

介護保険法に定めのある「地域包括支援センター」に地域の福祉保健活動・交流の機能や、障害者や子育て支援等の相談機能を付加し、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人等、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を目指している。また、地域及び行政と連携して、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげている。

地域ケアプラザの管理運営については、外部の指定管理者(社会福祉法人等)に委託することで、民間のアイデアやノウハウが活かされた効率的な運営がなされている。地域ケアプラザには、高齢者に関する相談・支援等を総合的に担う「地域包括支援センター」が設置されており、地域包括支援センターの福祉・保健の専門職(保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー等)と、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターが連携して地域の特性にあつたきめ細かなサービスを提供している。

社会面の課題と成果： 横浜市の人口は2021年に戦後初の減少に転じた。2022年9月1日現在の総人口は377万人であるが、人口減少が続き、2025年には約371万人、2040年には約352万人となる見込みである。一方で高齢者(65歳以上)の人口は団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年まで増加し続け、高齢化率は2022年3月31日現在の24.8%から2025年には26.2%、2040年には33.5%に達する見通し(令和3年度「今後の人口見通し推計」の中位推計)である。

■ 将来人口推計



※平成12年～平成27年：国勢調査(総務省)

令和2年：国勢調査結果を基にした推計人口(横浜市 ※R2年1月1日現在)

令和7年～令和22年：平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)

[出所：横浜市「よこはま地域包括ケア計画」]

また、高齢者数の増加に伴い「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」も大幅に増加しており、2015年の高齢夫婦世帯は2000年時の約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となり、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢者単独世帯は2000年の12.4%から2015年には21.0%に上昇している。高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対する需要はますます増大していくものと予想される中、限られた人材と財源を最大限に活用し、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応といった2040年に向けた効果的・効率的な高齢者施策が求められている。

横浜市では、「よこはま地域包括ケア計画¹⁵」（計画期間：2021年度～2023年度）のもと、日常生活圏単位で地域特性に応じた地域包括ケアシステム¹⁶の構築に取り組んでいる。地域ケアプラザを核とする「横浜型地域包括ケアシステム」は、65歳以上の高齢者を主な対象としているが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるような取り組みを推進している。地域ケアプラザを核とした日常生活圏単位での助け合いと共創のための仕組みづくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなることを目指している。

ネガティブな影響への配慮： 介護保険法で示される人員基準のほか都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令が遵守される。地域ケアプラザの運営段階では、次の取組みにより品質向上に向けた継続的な改善が実施される。指定管理者は単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の持続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し横浜市に提出する。横浜市はこれらの提出物を公表する。業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施する。また、横浜市は客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としている。横浜市は運営の質の向上を図ることを目的として、指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ達成状況を評価する。その後、目標の達成状況を横浜市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させる。なお、評価結果は横浜市が公表する。

原則に例示される事業区分との整合： 横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏単位の福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果及ぶものが期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

¹⁵ 「よこはま地域包括ケア計画」（第8期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画）は、高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び横浜市独自の認知症施策推進計画を一体的に策定したもの。最上位計画である横浜市中期計画をはじめ、横浜市地域福祉保健計画や健康横浜 21、よこはま保健医療プラン、横浜市障害者プラン、横浜市高齢者居住安定確保計画等、各分野の関連計画との調和・連携を図っている。2021年から2023年までを計画期間とする第8期の基本目標は「ポジティブ・エイジング ～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる『横浜型地域包括ケアシステム』を社会全体で紡ぐ～」であり、地域ケアプラザを核とした取り組みを横浜市の強みとしている。

¹⁶ 地域包括ケアシステムとは、厚生労働省が推進している地域の包括的な支援・サービス提供体制。地域の事情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。保険者である市町村や都道府県は団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

<ソーシャル>

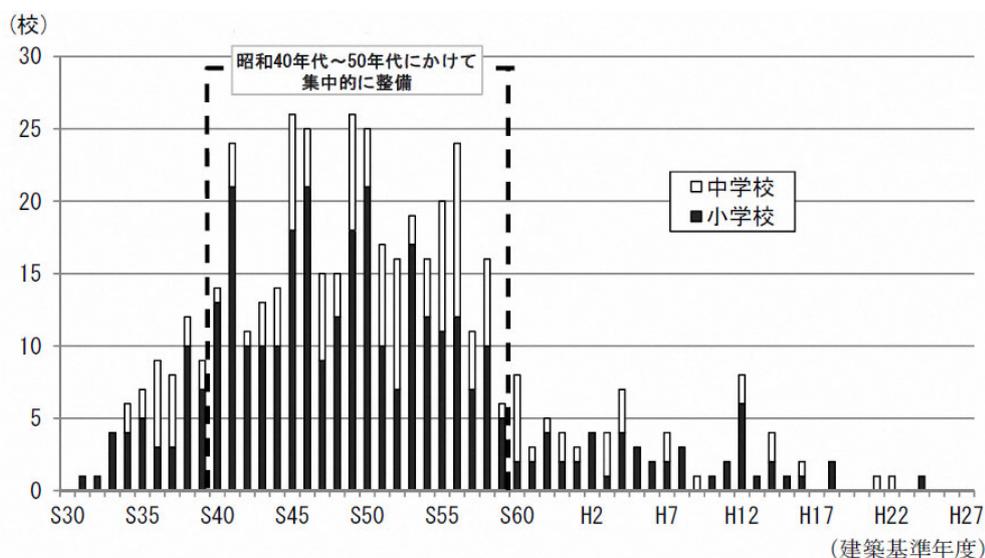
適格プロジェクト⑥：小中学校整備

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は小中学校の整備に充当される。横浜市の市立学校は、その大半が昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備された。横浜市の公共施設の目標耐用年数は「公共施設の長寿命化－基本方針－」（平成12年度）で原則として70年以上と定められており、学校施設も同様であるが、2017年4月時点で築50年以上の学校数は95校（全体の20%）、築40年以上の学校数は282校（全体の59%）にのぼっており、建替えに具体的に着手しなくてはならない時期を迎えている。こうした状況を踏まえ、横浜市は近い将来に耐用年数を超過する校舎の建替えを計画的に進めている。「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、各対象校の建替えが最善の形で進められるよう基本構想の策定、設計及び工事を実施する。建替対象校は築年数の古いものから選定することを基本とし、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化等を同時に検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、事業を進める。建替えと並行して、学区域内での大規模マンション建設等に伴う児童の増加が見込まれ、学級数が保有教室数を上回る学校について、仮設教室の設置等によって教室不足を解消するほか、35人学級の実現¹⁷に向けた教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図っている。

■市立小・中学校の建設年度



[出所：横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針]

社会面の課題と成果： 学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、人間形成の場となる。子どもたちに学びの場を用意し、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を確保していく必要がある。また、学校は最も広範囲に、かつ一定程度均一に整備されている公共施設であり、地域の防災やコミュニティの拠点として、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されている。

¹⁷ 公立の義務教育諸学校における一学級の児童生徒数は『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』に定められている。2021年4月に施行した同法の改正法は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人（小学校第1学年は35人）から35人に引き下げるもの。改正法の趣旨は、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、GIGAスクール構想と少人数学級を車の両輪として、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備することとされる。

小中学校は将来の社会・経済を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。また少人数学級の整備は GIGA スクール構想¹⁸との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するといった社会的成果も期待できる。

ネガティブな影響への配慮：「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替えに際しては次の事項に配慮する。地域まちづくりの推進への配慮（学校施設建替えにあわせた地域課題の解決）、学校の伝統やシンボルへの配慮（地域に親しまれている伝統的な意匠等を極力継続して設置）、地域防災拠点（建替工事により防災拠点が利用制限される場合に対する事前調整と周知）、学校施設の目的外利用（建替工事により学校開放等が利用制限される場合に対する事前調整と周知）、効率的な事業執行（公民連携手法を含め、最も効率的な進め方での事業推進）、財政負担の軽減（国への財源確保の働きかけ、市の方針に基づく土地、建物等の資産の有効活用、横浜市学校施設整備基金の活用等）、環境に配慮した学校施設の整備（太陽光への移行や照明の LED 化、木材利用の促進）。

原則に例示される事業区分との整合：小中学校は将来の社会・経済を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備は GIGA スクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

SDG との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	<p>4.1 2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

¹⁸ GIGA スクール構想は 2019 年 12 月に文部科学省が発表した教育改革案である。改革案の目的は、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施と情報通信や技術面を含めた ICT 環境の実現である。具体的には、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すとしている。GIGA スクール構想が実現すると、子どもごとに教材を配信できるようになるため、子どもの学習状況やレベルに応じた教育が可能となるほか、端末を通じて教員とのコミュニケーションが円滑化され、子どもの学習状況や反応が教員に伝わりやすくなるといった便益が見込まれる。また教員にとっても、出席や成績等の管理や各種事務作業が効率化され、授業の準備や指導方針の検討といった主要な校務に集中できるといった便益があると考えられている。

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑦： 児童福祉施設整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々： 子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、児童福祉施設の整備に充当される。横浜市は、増加する児童虐待対応と支援強化のため、児童相談所の新設及び再整備を進めている。令和4年度は、新たな児童相談所整備に着手する。

社会面の課題と成果： 令和元年10月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止等が明文化された。これに伴い、横浜市は令和3年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例¹⁹⁾」の一部改正を実施した。体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むこと等を追記しており、改正後の条例の理念に基づいた対策を推進している。児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいる。

横浜市における2021年度の児童虐待相談対応件数²⁰⁾は11,480件であった。過去最多を記録した2020年度から1,074件の減少(前年比8.6%減)となったが、依然として1万件を超える状況が続いた。このうち児童相談所が対応した件数は7,659件であり、全体の67%を占めた。また児童相談所による一時保護件数も1,304件と高い水準にある。児童虐待が深刻化する前の早期発見、発生時の迅速・的確な対応、関係機関との連携等を適切に行うため、区役所・児童相談所の機能強化及び体制の充実、専門性の高い人材の確保と育成が急務となっている。児童相談所は体罰のない社会の形成に向けた福祉行政において、欠くことのできない重要な役割を果たしている。児童相談所の機能強化は、「横浜市子供を虐待から守る条例」が目指す全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に資するものである。

■ 児童虐待相談対応件数と一時保護件数



[出所：横浜市こども青少年局]

ネガティブな影響への配慮： 児童福祉施設の整備とともに区・児童相談所の人材育成や支援策の充実等の取組を強化し、子どもの安全確保を最優先として包括的に対策を進めている。児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、児童相

¹⁹⁾ 「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないよう、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行した。本条例は、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とし、子供を虐待から守るための基本理念とともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めている。

²⁰⁾ 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

談所や区役所における専門的な援助技術の向上を図っている。地域における児童虐待防止のためのネットワークの充実、SNS等を活用し市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充する。

原則に例示される事業区分との整合： 児童相談所は体罰のない社会の形成に向けた福祉行政において、欠くことのできない重要な役割を果たしている。児童相談所の機能強化は、「横浜市子供を虐待から守る条例」が目指す、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に資するものとして、ポジティブな社会的成果が見込める。事業区分は主に「子ども、子育て世帯」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

SDG との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 	<p>16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑧：障害者支援施設整備（松風学園再整備）

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：障害者

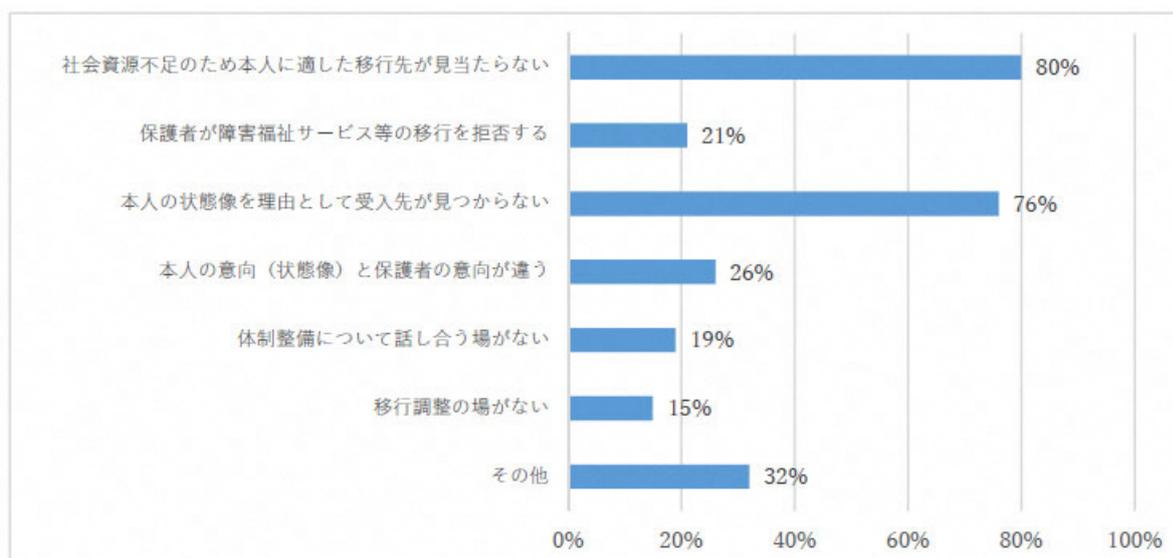
事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティボンドの調達資金は、松風学園再整備に充当される。松風学園は、知的障害者が入所する公立の障害者支援施設である。松風学園（1983年竣工）は築35年以上が経過する中、建物や設備等が老朽化し、利用者の生活環境に支障が生じていた。居室面積が現行の国基準を満たしていない多人数部屋などがあるため、居室の面積基準適合化・個室化を目的とした施設改修が必要となった。また、多人数部屋の個室化に伴う定員減（100人→70人、うち長期入所94人→58人）を補うために、民設の入所施設を新設（定員40人、うち長期入所36人）することとした。これにより、障害児施設に入所したままの18歳以上の障害者の松風学園への受け入れを一層積極的に進め、市内過齢児の解消を促進する。2021年度に新入所施設が竣工しており、全体開業は2025年度を予定している。

社会面の課題と成果： 18歳以上の障害児入所施設利用者への対応（「過齢児問題」）が喫緊の課題となっている。過齢児とは、18歳を過ぎても地域の大人の施設に移行ができず、障害児施設で暮らし続ける障害者である。18歳以上の障害者は就労支援施策や自立訓練を通じて地域移行を促進する等、大人としての適切な総合的支援が必要とされており、平成24年施行の児童福祉法改正により、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、経過措置の期間内に移行調整が十分進まず、その多くが障害児入所施設に留まっている状況がある。過齢児の受け入れに適した施設が不足するなどの現状もあり、その受け皿確保が重要な社会課題となっている。

厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」がまとめた「障害児入所施設の機能強化をめざしてー障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書ー」（2020年2月）によれば、「入所児童の最善の利益を保障する観点からは、地域や他施設に適切な受け皿がないのに、18歳以上となったことをもって強制的に退所させられることにより、本人が行き場のない状態に陥ることがあってはならない。他方で、18歳以上を対象とする障害福祉サービスも多く、年齢に応じてこうしたサービスを利用する機会が確保される必要が

ある」とされる。また、厚生労働省が実施した「障害児入所施設移行状況に関する調査」²¹によれば、18歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行を進める上での課題点として最も多い回答を得たのが「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」であり、地域のグループホームや障害者支援施設に空きが少なく、入所を希望している施設に中々入れない等の課題が明らかになっている。

■ 18歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行を進める上での課題点（福祉型、施設数：n=186）



【出所：『障害児入所施設移行状況に関する調査』の結果』（厚生労働省社会・援護局、2021年12月公表）】

ネガティブな影響への配慮： 松風学園は1960年の開所以来、長きにわたり地域の理解を得ている施設であり、事前に地域住民への説明会等を実施のうえで事業を進めている。新居住棟にはスタッフステーションから確認可能な見守りカメラを設置しており、ICTの活用がなされている。

原則に例示される事業区分との整合： 松風学園の整備は、居住環境の改善により利用者の Well-being 向上を促すとともに、過齢児の適切な受け皿確保に資するもの。障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう地域で支え合う地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に資するとの社会的成果が見込める。事業区分は「障害者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

²¹ 令和3年1月より開催された「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、今後の障害児入所施設における円滑な移行の在り方を検討するための基礎資料として活用することを目的として実施された。すべての障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）525箇所（福祉型：253箇所・医療型：272箇所）を対象に、令和2年4月1日～令和3年1月31日の状況について調査したものの。

SDG との整合: ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
	<p>3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「クリーン輸送」に該当する。横浜市内外への移動の円滑化や利便性向上により市民生活や企業活動の活性化が見込まれるとともに、地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたってのガイドラインを事業者と共有する等、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等に対しても柔軟な対応が図られており、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

インフラ施設の整備・改修は、大規模地震発生時における天井脱落対策工事等の災害リスクの低減により、持続可能で強靱な国土の形成に資するもの。高齢者や障害者及び外国籍の方を含むあらゆる人に開かれたバリアフリーな文化施設となることで、共生社会の実現及び社会的障壁の除去に資するものである。原則に示される事業区分では、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループを対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」、及び高齢者・障害者・女性・ジェンダーマイノリティを対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、日常生活圏単位の福祉保健の拠点として、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を支える。参加と協働の促進により、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民に健康増進や安心確保といった効果が及ぶものと期待され、市民生活における Well-being の向上、地域共生社会の実現に資するとのポジティブな社会的成果が見込まれる。事業区分は、高齢者、障害者を含む全ての人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

小中学校は将来の次世代を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。少人数学級の整備は GIGA スクール構想との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するとのポジティブな社会的成果が期待できる。事業区分は子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 横浜市は 2022 年 5 月、「新たな中期計画の基本的方向」を公表した。続く 8 月に「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」を公表し、パブリックコメントを経て、12 月頃を目途に原案を策定する予定である。
- 次期中期計画（計画期間：2022～2025 年度）策定に際しての基本的な認識として、人口減少局面に入り、社会のあらゆる分野で担い手が不足することによる、地域コミュニティや市内経済の活力低下、市税収入の減少・社会保障経費の増加、都市インフラの老朽化の進行などに伴う、市民サービスの維持等の課題が見込まれるとしている。また、地震や激甚化する風水害などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、市民の安全・安心を脅かす諸課題への迅速な対応、脱炭素などの地球温暖化対策、社会のデジタル化といった既に直面している課題への対応も求められているとしている。
- こうした基本的認識のもと、横浜市は、2040 年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像²²」として策定した。人口減少社会にあっても、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、共にめざす都市像を「明日をひらく都市」とした。

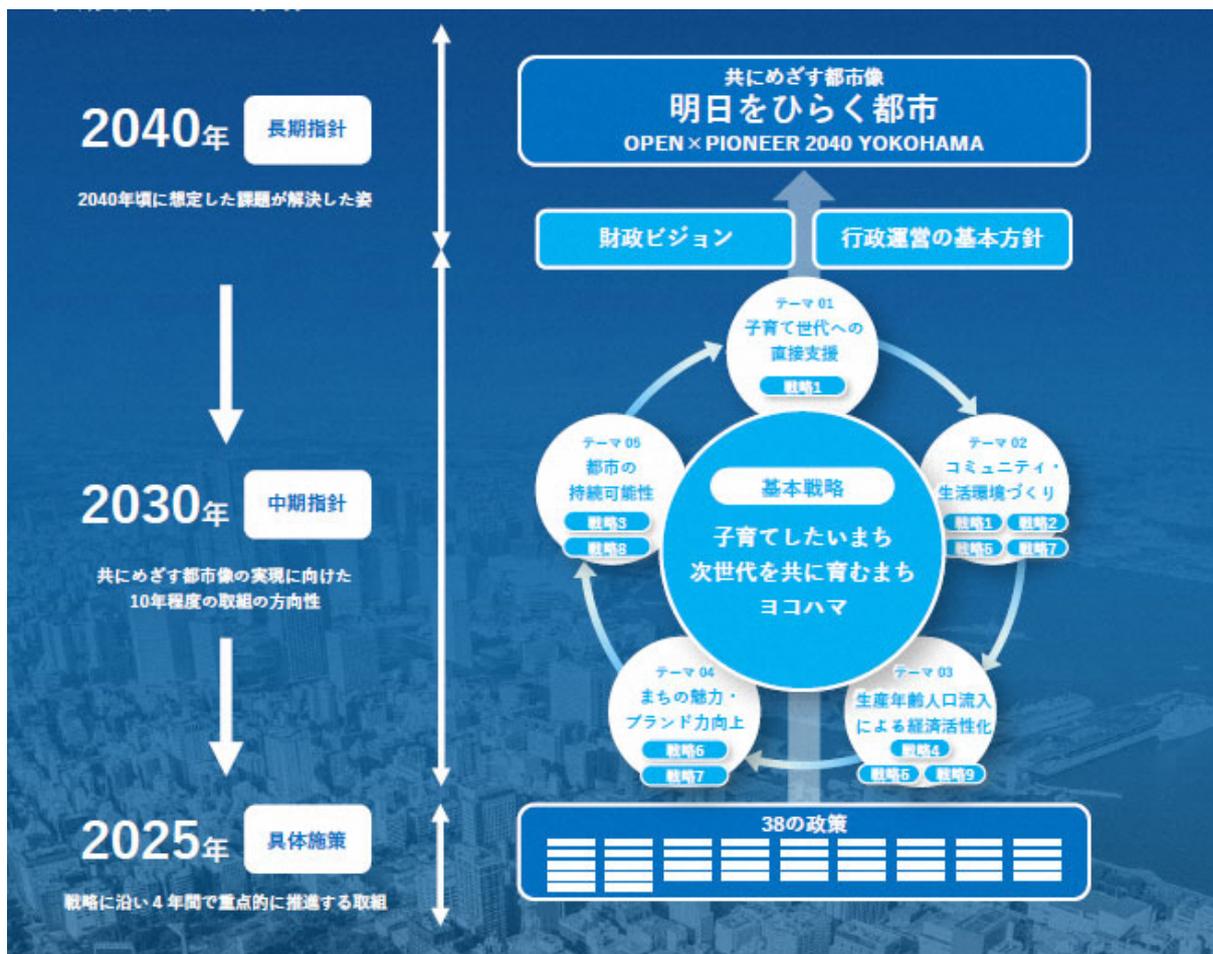
■共にめざす都市像



[出所：横浜市中期計画 2022～2025（素案）]

²² 「共にめざす都市像」とは、現在及び未来の横浜をとりまく環境を、統計データや有識者等の知見を踏まえて策定した、「2040 年頃の横浜のありたい姿」である。4 か年毎に策定される中期計画の指針として活用するほか、横浜に関わる多様な人・企業・団体が、共に未来を切り拓いていくための共通認識として発信・活用していくとしている。

■新たな中期計画の全体像



[出所：横浜市中期計画 2022～2025（素案）]

- 「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を 2030 年頃までの基本戦略に掲げた。
- 新たな中期計画の素案では、共にめざす都市像の実現に向けた 10 年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9 つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の 4 年間に重点的に取り組む 38 の政策をとりまとめている。また、「財政ビジョン²³」の実現に向けて基本戦略への貢献度が強い策を優先して実行していくことと、「行政運営の基本方針²⁴」を踏まえた行政サービスの最適化（事業手法の創造・転換）をセットで進め、基本戦略の推進とともに将来の財源を確保していくとしている。

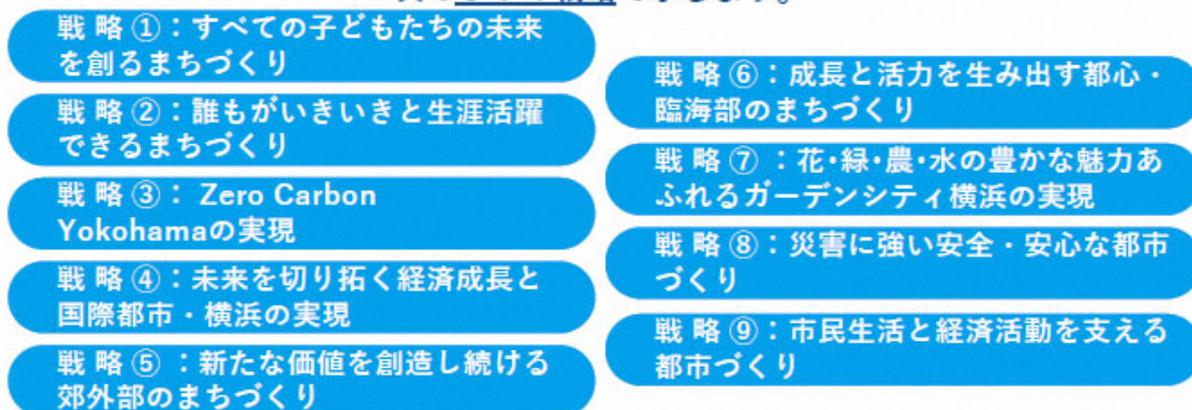
²³ 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（令和 4 年 6 月）は、“財政を土台”に持続可能な市政が進められるよう策定された中長期の財政方針。財政ビジョンでは、目指すべき「持続的な財政」の姿の実現に向けて、「債務管理」、「財源確保」、「資産経営」、「予算編成・執行」、「情報発信」、「制度的対応」の 6 つの柱から成る「財政運営の基本方針」を掲げている。この基本方針に基づく、将来に向けて今から取り組むアクション（債務管理、収支差解消、資産経営、地方税財政制度の充実に向けた課題提起）を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し取組を推進していくとしている。

²⁴ 横浜市では現在、今後 10 年程度を見据え、横浜市役所と職員が「どのような考え方で、何に重点をおき、どういった姿勢で行政運営に取り組むか」を明確にし、これまでの横浜市役所を「創造・転換」＝「イノベーション」していくための市役所内部の大方針として、「行政運営の基本方針」の策定を進めている。

- 本フレームワークで定める適格プロジェクトは、9つの戦略の中でも「戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり」、「戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」、「戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり」、「戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり」に対応する各政策の一環として位置付けられる。

■9つの戦略

「共にめざす都市像」の実現に向け、10年程度の取組の方向性を
次の9つの戦略で示します。



[出所：横浜市中期計画 2022～2025（素案）]

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 適格プロジェクトの事業名称、環境・社会面の目標及びプロジェクトの評価・選定のプロセスを本フレームワークに明記している。適格プロジェクトは、インパクトを定量的に把握することが可能な事業に限定している。
- 適格プロジェクトは予算において編成された各事業の中から、法令の規定により地方債の財源とするものの可能な事業を対象を絞っている。

(3) プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 新たな中期計画の基本的方向や素案の内容を踏まえ、財政局財源課が環境・社会面において明確な便益が見込まれる事業をプロジェクト候補として抽出している。
- 財政局財源課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が本フレームワークにおいて対象となる事業を適格プロジェクトとして選定している。
- 適格プロジェクトは、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっており、事業評価が適切に実施されている。なお、環境・社会面における重大な負のインパクトを直接的に生じさせることが明らかになった事業については、適格プロジェクトから速やかに除外する。

横浜市は、人口減少社会にあってこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」としている。「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。新たな中期計画（計画期間：2022～2025年度）の素案は、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間内に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている。

本フレームワークで定める適格プロジェクトは、これらの戦略の中でも「戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり」、「戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」、「戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり」、「戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり」に対応する各政策の一環として明確に

位置付けられる。適格プロジェクトは、予算において編成された各事業の中から、インパクトを定量的に把握することが可能であり、かつ法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。適格プロジェクトは事業評価が適切に実施され、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっている。財政局財源課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が適格プロジェクトとして選定している。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

3. 調達資金の管理

- 本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。地方自治法第 208 条によれば、「地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」ため、本フレームワークによる調達資金は、当該年度中に資金充当が完了する。一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。
- 予算編成においては、市債を充当する事業と市債を充当する額を紐づけて管理しており、充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。
- 全ての歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調整し、監査委員の決算審査と共に市会の認定を受ける。

本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。当該年度中に資金充当が完了する予定であり、一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。適格プロジェクトに充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。適格プロジェクトに係る歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調整し、監査委員の決算審査と共に市会の認定を受ける。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- グリーンボンド原則 2021、ソーシャルボンド原則 2021 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 における「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを横浜市のホームページで開示する。
- 債券発行後のレポーティングは調達資金が全額充当されるまでの間、年次で以下の開示を予定している。なお、資金充当状況及び環境・社会面のインパクトは、いずれも事業単位かつ債券単位で開示する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金を充当した事業のリスト ・ 調達金額と各事業への充当金額 ・ 未充当額の残高及び運用方法 	適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示	横浜市のホームページで開示
環境・社会的インパクト	<p>環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能な範囲で以下のとおり開示する。</p> <p>【グリーン適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川東部方面線整備の概要 ・ CO₂ 排出削減量の見込値 (t-CO₂) 及びその前提 <p>【ソーシャル適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の概要 ・ 各事業の対象とする人々 ・ 各事業における以下の指標の実績値 <p>インフラ施設の整備、改修 : 整備施設数 (件) 保育所等整備 : 定員数 (人) 特別養護老人ホーム整備 : 整備数 (人分)、利用者数見込 (人) 地域ケアプラザ整備 : 整備数 (件) 小中学校整備 : 整備数 (件)、利用者数見込 (人) 児童福祉施設整備 : 施設定員数 (人) 障害者支援施設整備 : 利用者数見込 (人)</p>		

- 調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

(2) 環境改善効果・社会的成果に係る指標、算定方法等

- グリーン適格プロジェクトである神奈川東部方面線整備事業については、CO₂排出削減量の見込値（t-CO₂）をその前提とともに開示する。ソーシャル適格プロジェクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。
- 新たな中期計画（計画期間：2022年度～2025年度）では、計画期間内における各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく。適格プロジェクトに関するアウトカム、インパクトについて、それらの指標等を参照して把握することが可能となっている。

横浜市のホームページで本フレームワークを開示する。債券発行後の資金充当状況及び環境・社会面のインパクトについては、事業単位かつ債券単位で開示する。グリーン適格プロジェクトである神奈川東部方面線整備事業のインパクトについて、CO₂排出削減量の見込値（t-CO₂）をその前提とともに開示する。ソーシャル適格プロジェクトのインパクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。また、新たな中期計画（計画期間：2022年度～2025年度）では、計画期間内における各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく予定であり、アウトカム及びインパクトについては、それらの指標等を参照して把握することが可能である。以上より、レポートは妥当と判断した。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンファイナンスアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンファイナンス原則/ソーシャルファイナンス原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンファイナンス等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

サステナビリティボンド／サステナビリティボンド・プログラム 独立した外部レビューフォーム

セクション 1. 基本情報

発行体名：横浜市

サステナビリティボンドの ISIN 又は 発行体のサステナビリティボンド発行に関するフレームワーク名（該当する場合）：横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク

独立した外部レビュー実施者名：格付投資情報センター

本フォーム記入完了日：2022年10月14日

レビュー発表日：2022年10月14日

セクション 2. レビュー概要

レビュー範囲

必要に応じて、レビューの範囲を要約するために以下の項目を利用又は採用する。

本レビューでは、以下の要素を評価し、グリーンボンド原則（以下、GBP）・ソーシャルボンド原則（以下、SBP）との整合性を確認した：

- | | |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の用途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポートニング |

独立した外部レビュー実施者の役割

- | | |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> スコアリング/レーティング（格付け） |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： | |

注記：複数のレビューを実施又は異なる複数のレビュー実施者が存在する場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。

レビューのエグゼクティブサマリーおよび／またはレビュー全文へのリンク (該当する場合)

<セカンドオピニオン>

格付投資情報センター（R&I）は、横浜市が2022年10月に策定した「横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク」（本フレームワーク）が、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2021」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に適合していることを確認した。

詳細はレポート本文を参照。

セクション 3. レビュー詳細

レビュー実施者には可能な限り以下の情報を提供し、レビュー範囲を説明するためにコメントセクションを利用するよう推奨する。

1. 調達資金の使途

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

セカンドオピニオン「1. 調達資金の使途」の本文を参照。

GBPによる調達資金の使途カテゴリ：

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止および管理 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上および水生生物の多様性の保全 | <input checked="" type="checkbox"/> クリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への適応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング（環境配慮型ビル） |
| <input type="checkbox"/> 発行時には知られていなかったが現在GBPカテゴリへの適合が予想されている、又は、GBPでまだ規定されていないその他の適格分野 | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： |

GBPの事業区分に当てはまらない場合で、環境に関する分類がある場合は、ご記入ください：

SBP による調達資金の使途カテゴリ：

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 手ごろな価格の基本的インフラ設備 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要不可欠なサービスへのアクセス |
| <input type="checkbox"/> 手ごろな価格の住宅 | <input type="checkbox"/> 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた雇用創出 |
| <input type="checkbox"/> 食糧の安全保障 | <input checked="" type="checkbox"/> 社会経済的向上とエンパワーメント |
| <input type="checkbox"/> 発行時には知られていなかったが現在 SBP カテゴリへの適合が予想されている、又は、SBP でまだ規定されていないその他の適格分野 | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： |

SBP の事業区分に当てはまらない場合で、社会に関する分類がある場合は、ご記入ください:

対象とする人々：

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 貧困ライン以下で暮らしている人々 | <input type="checkbox"/> 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ |
| <input checked="" type="checkbox"/> 障がいのある人々 | <input type="checkbox"/> 移民や難民 |
| <input type="checkbox"/> 十分な教育を受けていない人々 | <input type="checkbox"/> 十分な行政サービスを受けられない人々 |
| <input type="checkbox"/> 失業者 | <input checked="" type="checkbox"/> 女性および／または性的少数派の人々 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者および脆弱な立場にある若者 | <input checked="" type="checkbox"/> 自然災害の罹災者を含む弱者グループ |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（ご記入ください）：
子ども、子育て世帯、常時介護が必要な高齢者とその家族、等 | |

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

セカンドオピニオン「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」の本文を参照。

評価と選定

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分な発行体の環境・社会面での目標がある | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、定義された事業区分にプロジェクトが適合すると判断される |
| <input checked="" type="checkbox"/> サステナビリティボンドの適格プロジェクトを定義した透明性の高いクライテリアがある | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、プロジェクトに関連する潜在的な ESG リスクは特定・管理される |
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のためのクライテリアの概要が、公表される | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）： |

責任およびアカウンタビリティに関する情報

- 外部機関の助言または検証を受けた評価／選定基準である
- 組織内で定められた評価基準である
- その他（ご記入ください）：

3. 調達資金の管理

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

セカンドオピニオン「3. 調達資金の管理」の本文を参照。

調達資金の追跡管理：

- サステナビリティボンドの調達資金は、発行体により適切な方法で分別又は追跡管理される
- 未充当資金について、想定される一時的な運用方法の種類が開示される
- その他（明記ください）：

追加的な開示：

- 将来の投資にのみ充当
- 既存および将来の投資に充当
- 個別単位の支出に充当
- ポートフォリオ単位の支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオを開示する
- その他（ご記入ください）：

4. レポーティング

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

セカンドオピニオン「4. レポーティング」の本文を参照。

調達資金の使途に関するレポーティング：

- | | |
|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 個別債券単位 | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： |

レポーティングされる情報：

- | | |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 充当した資金の額 | <input type="checkbox"/> 投資総額に占めるサステナビリティボンドによる調達額の割合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |
| ・ 調達資金を充当した事業のリスト | |
| ・ 調達金額と各事業への充当金額 | |
| ・ 未充当額の残高及び運用方法 | |

頻度：

- | | |
|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |

適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示

環境・社会改善効果に関するレポーティング：

- | | |
|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 個別債券単位 | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）： |

頻度：

- | | |
|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（明記ください）： | |

適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示

レポーティングされる情報（計画又は実績）：

- | | |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量／削減量 | <input type="checkbox"/> エネルギー削減量 |
| <input type="checkbox"/> 水使用量の減少 | <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の数： |
| <input checked="" type="checkbox"/> 対象とする人々 | <input checked="" type="checkbox"/> その他 ESG 指標（明記ください）： |

環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能

な範囲で以下のとおり開示する。

【グリーン適格プロジェクト】

- ・ 神奈川東部方面線整備の概要
- ・ CO₂排出削減量の見込値 (t-CO₂)
及びその前提

【ソーシャル適格プロジェクト】

- ・ 各事業の概要
- ・ 各事業の対象とする人々
- ・ 各事業における以下の指標の実績値
 - インフラ施設の整備、改修
 - : 整備施設数 (件)
 - 保育所等整備
 - : 定員数 (人)
 - 特別養護老人ホーム整備
 - : 整備数 (人分)、利用者数見込 (人)
 - 地域ケアプラザ整備
 - : 整備数 (件)
 - 小中学校整備
 - : 整備数 (件)、利用者数見込 (人)
 - 児童福祉施設整備
 - : 施設定員数 (人)
 - 障害者支援施設整備
 - : 利用者数見込 (人)

開示方法

- 財務報告書に掲載
- 臨時に発行される文書に掲載
- レポーティングは外部レビュー済 (該当する場合は、レポートのどの部分が外部レビューの対象であるか明記してください) :
- サステナビリティ報告書に掲載
- その他 (明記ください) :
横浜市ホームページで開示

該当する場合は、「有益なリンク」のセクションに、報告書の名称、発行日を明記してください。

有益なリンク (例えば、レビュー実施者の評価方法や実績、発行体の文書等。)

セカンドオピニオン 評価の考え方

<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>

該当する場合は、利用可能なその他外部レビューをご記入ください
実施されるレビューの種類 :

- セカンドオピニオン
- 検証
- その他 (ご記入ください) :
- 認証
- スコアリング/レーティング (格付け)

レビュー実施者 :

発表日 :

GBP で定義された独立した外部レビュー機関の役割について

- (i) セカンドオピニオン：発行体の支配下でない環境・社会面の専門性を有する機関がセカンドオピニオンを提供する。オピニオンの提供者は発行体のサステナビリティボンド・フレームワーク構築のためのアドバイザーから独立しているべきである。そうでなければ情報隔壁を設けるなど、セカンドオピニオンの独立性を確保するための措置をとることになる。オピニオンは通常はGBP・SBPへの適合性評価を基本とする。特に持続可能性に関する包括的な目標、戦略、方針、プロセスの評価と、調達資金を充当するプロジェクトの種類に応じた環境・社会面の特徴に対する評価を含むことができる。
- (ii) 検証：発行体は、事業プロセスやサステナビリティ基準などに関連づけて設定する基準に対して独立した検証を受けることができる。検証は、内部基準や外部基準あるいは発行体が作成した要求との適合性に焦点を当てるものになる。また原資産の環境・社会面での持続可能性に係る特徴についての評価を検証と称し、外部クライテリアを参照することがある。さらにサステナビリティボンドで調達される資金の内部追跡管理方法とその資金の充当状況、環境面での影響、GBP・SBPのレポートングとの適合性に関する保証や証明も検証と呼ぶことがある。
- (iii) 認証：発行体は、サステナビリティボンドやそれに関連するサステナビリティボンド・フレームワーク、または調達資金の用途について、一般に認知されているサステナビリティ基準やサステナビリティラベルへの適合性に係る認証を受けることができる。サステナビリティ基準やサステナビリティラベルは具体的なクライテリアを定義したもので、通常は認証クライテリアとの適合性を、検証などの手法を用いて、資格認定された第三者機関が確認する。
- (iv) スコアリング/レーティング（格付け）：発行体は、サステナビリティボンド、それに関連するサステナビリティボンド・フレームワーク、調達資金の用途などの特徴について、専門的な調査機関や格付機関の資格を有する第三者機関から、それぞれの機関が確立した評価手法に基づく査定や評価を受けることができる。評価結果には、環境・社会面のパフォーマンスデータ、GBP・SBPに関連するプロセス、2°C目標のようなベンチマークなどに焦点を当てたものが含まれることがある。このようなスコアリングや格付は、信用格付（たとえその中に重要なサステナビリティ面のリスクが反映されているとしても）とはまったく異なったものである。